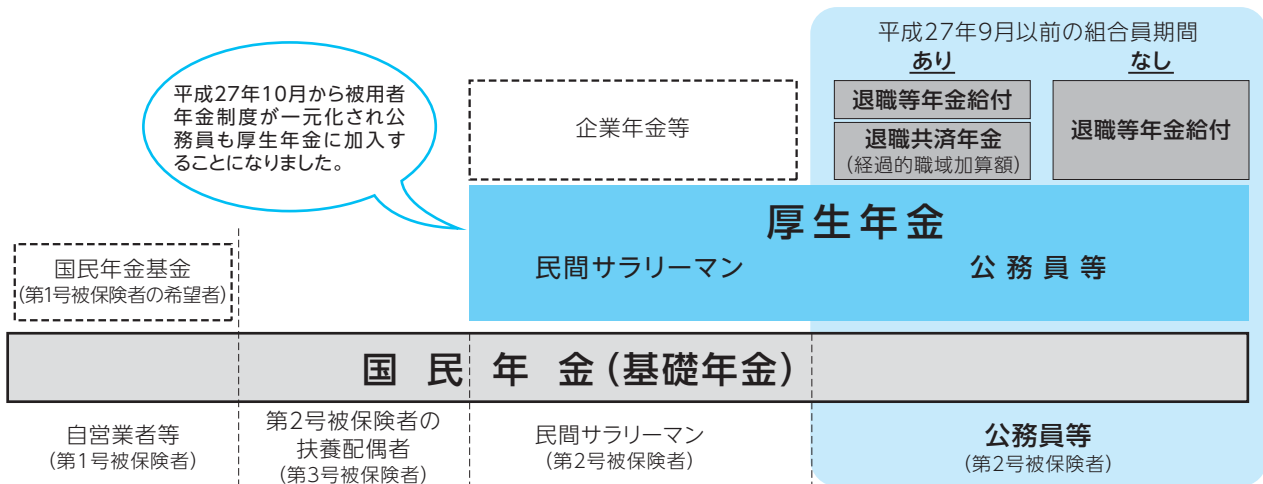


公的年金制度は、老後の生活の安定と予測できない将来のリスク（障害・死亡）に対して、社会全体であらかじめ備え、生涯を通じた保障を実現するために必要なものです。

新年度を迎え、新社会人としての一步を踏み出された方も多い時期ですので、公的年金制度の概要についてお知らせします。

公的年金制度の体系

現在の公的年金制度は、全国民を対象とした国民年金（基礎年金）制度が公的年金制度の基礎部分【1階部分】としてあり、その上乗せの年金【2階部分】として被用者（民間企業や官公庁等に雇用される方）が加入する厚生年金制度があります。さらに、民間企業または共済組合が独自に運用する年金【3階部分】として企業年金や退職等年金給付などが上乗せされる形になっており、いわゆる3階建ての年金制度になっています。



給付の種類

年金給付には、大きく分けて次の3種類の給付があります。

<p>老齢給付 (老齢厚生年金) (老齢基礎年金)</p>	<p>個々の被保険者期間や給料等の額（老齢基礎年金は保険料納付済期間等）に応じて算定される年金です。 定められた年齢に到達したときに支給されます。</p> <p>※昭和36年4月2日以降生まれの方は65歳（消防職員等の特例該当者を除く。）</p>
<p>障害給付 (障害厚生年金) (障害基礎年金)</p>	<p>被保険者期間中に初診日のある病気やケガにより一定の障害状態になったときに支給される年金です。</p> <p>※障害厚生年金1～3級・障害基礎年金1～2級</p>
<p>遺族給付 (遺族厚生年金) (遺族基礎年金)</p>	<p>被保険者または被保険者であった方が死亡したときに遺族に支給される年金です。</p> <p>※厚生年金と基礎年金では遺族となる方の範囲が異なります。</p>

(注) 厚生年金保険法または国民年金法に定められた保険料納付済期間等の支給要件を満たしていない場合は支給されません。

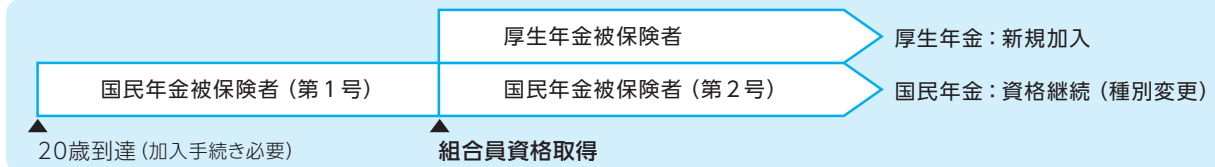
組合員になられた方の加入年金制度

組合員になられた方は、その日から厚生年金と国民年金の被保険者になります。ただし、国民年金は20歳以上60歳未満の方が対象となります。

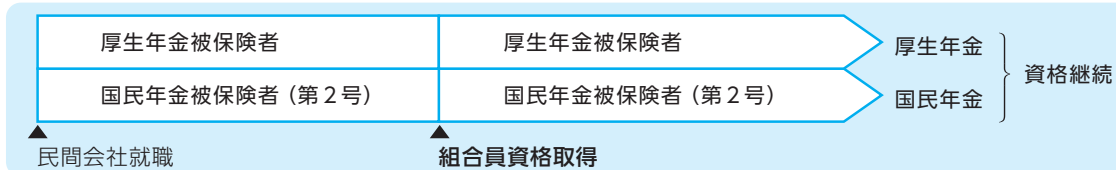
また、組合員である期間は、公務員の退職給付の一部である退職等年金給付の算定基礎期間になります。

加入制度の移り変わり例

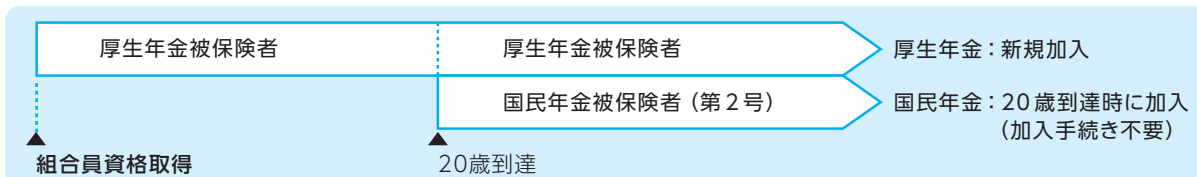
● 学生（20歳以上）から組合員になられた場合



● 民間サラリーマン（20歳以上）から組合員になられた場合



● 20歳未満で組合員になられた場合



毎年5月頃 退職等年金給付の「給付算定基礎額残高通知書」を送付します

退職等年金給付は、将来の年金給付に必要な原資を労使折半の保険料で積み立て、その積立額に基準利率による利息等を加えた“給付算定基礎額”をもとに給付されます。

前年度までの積立額等に関する情報を「給付算定基礎額残高通知書」によりお知らせします。

送付対象者	平成27年10月以降の組合員期間を有する方	
送付方法	自宅あてに送付	
送付時期	現職者	毎年5月頃
	退職者	退職および年齢到達（35歳、45歳、59歳、63歳）の翌年度の5月頃
通知形式	圧着ハガキ	
通知内容	①標準報酬月額（期末手当等の額を含む。） ②付与額 ③利息 ④給付算定基礎額残高 ⑤有期退職年金算定基礎額 ⑥終身退職年金算定基礎額 ⑦付与率 ⑧基準利率	



お問い合わせ先 年金課 TEL 029-301-1414